

別記様式第41号 (第77条関係)

営 業 の 方 法 (特定遊興飲食店営業)	
営 業 所 の 名 称 営 業 所 の 所 在 地	
営 業 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
18歳未満の者を 従業者として使用 すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を 客として立ち入らせ ること	①する ②しない
	①の場合：午後10時以後翌日の午前0時前の時間において保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法及び午前0時から午前6時までの時間において18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法
18歳未満の者の 立入禁止の表示方法	
飲 食 物 の 提 供	提供する飲食物（酒類を除く。）の種類及び提供の方法
	提供する酒類の種類及び提供の方法
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
遊 興 の 内 容	
当該営業所において 他 の 営 業 を 兼 業 すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

## 備考

- 1 「提供する飲食物（酒類を除く。）の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 3 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。